

2023年7月18日

日本支部会員各位

京都府宇治市五ヶ庄（京都大学防災研究所内）

国際危機管理学会（TIEMS）日本支部

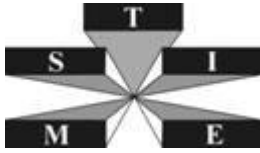
代表理事 林 春男

## TIEMS日本支部 第12回総会

### 進 行 次 第

1. 日時            令和5年7月18日（火）
2. 場所            メールによる理事会承認→HPにて会員へ公開
3. 報告            以下の事項につき報告
  - 1) 第11期活動及び収支報告の件
  - 2) 第12期活動計画及び予算の件
4. 添付資料
  - ①TIEMS日本支部 第12回総会 進行次第（本葉）
  - ②TIEMS日本支部役員名簿
  - ③第11期活動報告書
  - ④第11期収支報告書
  - ⑤監査報告書
  - ⑥第12期活動計画及び予算計画書

以上



2023年7月18日

# 第11期活動報告書

(2022年5月1日～2023年4月30日)

## 1. 日本支部の概要 (2023年4月30日現在)

- 1) 役員数 9名 (資料: ②役員名簿参照)
- 2) 会員数 1,047名 (第9期以降未更新) FacebookHPフォロー数 262名

## 2. 活動報告

- 1) 主催  
当支部が主催するパブリックカンファレンスは開催しなかった。

- 2) 共催  
当支部が共催するセミナー等は開催しなかった。

- 3) イベント及び研究会等への参加状況

### 【第11回 国難災害対応マネジメント研究会】

「自衛隊の災害派遣の果たす役割」

元・統合幕僚長 折木 良一

「自治体と自衛隊との連携」

山梨県防災局 富士山火山防災監 小林 靖

日時: 2023年9月13日 (火) 10:00-12:00

会場: オンライン

参加者数: 60名

### 【第12回 国難災害対応マネジメント研究会】

「川口市災害対応業務標準化プロジェクトで目指そうとすること」

株式会社三栄コンサルタント 設計部次長 下境 敏広

「プロジェクトを成功に導くプロセス」

日本ミクニヤ株式会社 リスクコンサルティング事業本部長 岸川 英樹

「地方自治体における災害対策本部の課題」

国立研究開発法人 防災科学技術研究所 災害過程研究部門 副部門長 鈴木 進吾

「今後の検討課題: 対応体制の整備」

特定非営利活動法人 防災デザイン研究会 ト部 兼慎

日時: 2023年12月23日 (金) 13:00-15:00

会場: 防災科学技術研究所 東京会議室及びオンライン

参加者数: 77名(内、オンライン54名)

- 4) 情報発信活動

- ・メーリングリスト管理  
管理できていない。

- ・HPについては、facebook上にTIEMS日本支部のページを作っているが、更新はできていない。( <https://www.facebook.com/TiemsJapanChapter> )

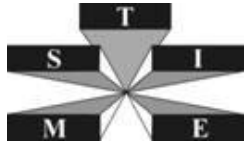
- 5) その他

- ・理事会の定期開催

メールによる理事への情報共有・確認のみで、理事会の開催はできなかった。

- ・TIEMS本部への2022年度chapter会費 (EUR310) は、本部より請求書が届かなかったため、支払っていない。理事の個人会費については、それぞれ理事判断に任せている。

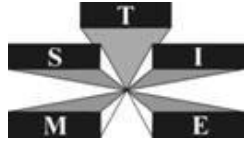
以上



## 国際危機管理学会(TIEMS)日本支部役員名簿

2023年4月30日現在

	氏名	所属	役職名	TIEMS本部会員
代表理事	林 春男	国立大学法人 京都大学	名誉教授	○
理事 (事務局長)	牧 紀男	国立大学法人 京都大学防災研究所	教授	○
理事	武田 文男	国立大学法人政策研究大学院大学 福島学院大学	客員教授 副学長	-
理事	渡辺 研司	国立大学法人 名古屋工業大学大学院	教授	-
理事	田村 圭子	国立大学法人 新潟大学 危機管理本部 危機管理室	教授	○
監事	井ノ口宗成	国立大学法人 富山大学 学術研究部 都市デザイン学系	准教授	○
理事	田代 邦幸	合同会社 Office SRC	代表社員	
理事 (会計担当)	田中 秀宜	日本ミクニヤホールディングス株式会社	代表取締役	○
理事 (HP・名簿整備WG担当)	中澤 幸介	株式会社新建新聞社	取締役専務 リスク対策.com編集長	-



国際危機管理学会 (TIEMS) 日本支部  
第11期 収支報告書

自 2022年5月1日 至 2023年4月30日

(単位：円)

1.収入の部

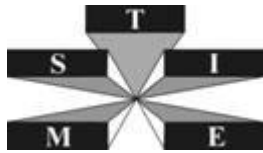
項目	予算額①	決算額②	予算差異(②-①)	備考
事業収入	0	0	0	
協賛金	0	0	0	
			0	
			0	
その他収入	0	2	2	普通預金利息
前期繰越金	386,988	386,988	0	
収入合計 (A)	386,988	386,990	2	

2.支出の部

項目	予算額①	決算額②	予算差異(②-①)	備考
事業支出	70,000	0	▲ 70,000	
交通費	0	0	0	
事務通信費	20,000	0	▲ 20,000	
諸雑費	50,000	0	▲ 50,000	
その他支出	10,000	0	▲ 10,000	
支出合計 (B)	80,000	0	▲ 80,000	

3.当期収支差額 (次期繰越金)

(A) - (B)	306,988	386,990	80,002	
-----------	---------	---------	--------	--



# 監査報告書

TIEMS 日本支部

代表理事 林春男 殿

私は、2022年5月1日から2023年4月30日までの活動及び収支の監査を行い、次の通り報告します。

## 1 監査の方法の概要

- (1) 活動監査について、理事会に出席し、理事から活動の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて活動執行の妥当性を検討しました。
- (2) 収支監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討しました。

## 2 監査結果

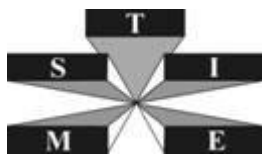
- (1) 活動報告書は、法令及び規約に従い、会の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 収支報告書は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実は認められません。

以上

2023年7月18日

TIEMS 日本支部

監事 井ノ口 宗成



# 第12期活動計画書

(2023年5月1日～2024年4月30日)

## 1. 活動計画

### 1) パブリックカンファレンスの開催

- ・ 当会主催のパブリックカンファレンスの開催については、団体・企業の参加を中心としたオープンな場として行っていくこととなる。今後、具体的な企画を検討していく。

### 2) 外部プロジェクト・学会・シンポジウム等への参加

- ・ 引き続き、“国難災害対応マネジメント研究会（NIMS）”の事務局をサポートする。
- ・ 当会の理事が関与する外部プロジェクト・学会・シンポジウム等より、当会への要請があった場合は、理事会で確認の上、積極的に参加していく。

### 3) 情報発信活動

- ・ 「HPと名簿整備WG」（担当：中澤理事）にて、情報発信に対しての状況把握やカイゼン等を行っていく。
- ・ メーリングリスト管理  
今後のイベント情報に対して、新建新聞社よりエクセルデータをもとに、必要に応じて一斉メールを配信できる準備を継続する。
- ・ 新建新聞社発行のウェブサイトを活用して、会員向けの“お知らせ”等、情報発信の場とする。（<https://www.risktaisaku.com/articles/-/1123>）
- ・ facebook上のTIEMS日本支部のページにて、会員間の情報交流の場とする。（<https://www.facebook.com/TiemsJapanChapter>）

### 4) その他

- ・ 理事会の定期開催（開催日未定）
- ・ TIEMS本部からの請求があれば、の2023年度chapter会費（EUR310）支払いを継続する予定。

## 2. 予算計画

			（単位：円）
<b>1.収入の部</b>			
項目	予算額	備考	
事業収入	0		
協賛金	0		
その他収入	0	普通預金利息	
前期繰越金	386,988		
収入合計（A）	386,988		
<b>2.支出の部</b>			
項目	予算額①	備考	
事業支出	70,000		
交通費	0		
事務通信費	20,000		
諸雑費	50,000	2023年度chapter会費	
その他支出	10,000	海外送金手数料	
支出合計（B）	80,000		
<b>3.当期収支差額（次期繰越金）</b>			
(A) - (B)		306,988	

以上

# 国際危機管理学会（TIEMS）日本支部規約

## 目次

第1章 総則.....	1
第2章 国際危機管理学会本部との関係・報告等.....	3
第3章 会員.....	4
第4章 役員.....	5
第5章 総会.....	6
第6章 理事会.....	7
第7章 資産及び会計.....	9
第8章 規約の変更及び解散.....	10
第9章 雑則.....	10
附則.....	10

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 本会は、以下に掲げる活動を行うことを目的とする。

（1） 危機管理に関わる実務者と研究者の交流の場を提供する。

①多様なコミュニティの研究者・実務家（企業、公益事業体、行政、教育）が集う場をつくる。

②国内での研究・行政・企業などにおける動向を学ぶ機会をつくる。

③国際的な危機管理の動向を学ぶ機会をつくる。

（2） 国際的な枠組みでの危機管理の実践を推進する。

①ISO22320 をはじめとする国際規格に準拠した危機管理を学びその実践を行う。

②ISO22320 をはじめとする国際規格に準拠したICT システムの研究・開発を促進する。

（3） 防災情報に関する動向を学び、その利活用を実践する。

①防災情報の標準化をはかる。

②危機管理を支える防災情報に関する開発・普及・標準化を国際的な枠組みで推進する。

- (4) 年3回Public Conferenceを開催し、交流の場を提供する。
- (5) メーリングリストによる情報交換を行う場を提供する。
- (6) 研究志向の会員に対して、論文投稿などの場を提供する。
- (7) 危機状況により影響を受けた日本の地域の環境再生、環境保全の確保についての可能性に関する研究と評価報告書の策定。
- (8) 大学、研究機関、事務局、技術出版社、政府または非政府専門機関、一般企業との共同。
- (9) 地域/国/地元が関心をもつ関連研究および開発プロジェクトの調整および実施。
- (10) 環境保全地域における研究、分析、モニタリングおよび評価、他の類似活動についての専門知識の提供。
- (11) 講演会、コース、ワークショップ、シンポジウムおよび学会の開催；支部は適当と思われる会を開催する。会の開催に際してはTIEMS本部理事会と調整を行う。
- (12) 学際的研究/開発プロジェクトの実施および促進。
- (13) 若手専門家向けの募金、配当、奨学金。
- (14) 国内および海外への専門家視察の開催。
- (15) 必要な専門的活動に対する資金援助の調達。
- (16) 関連した、あるいは補助的なトピックに関する雑誌および書籍の発行。
- (17) 必要な国際組織との提携。
- (18) TIEMS日本支部のためのWEBページの作成等。
- (19) 日本支部は日本支部年次総会を開催し、この会議はTIEMS本部理事会と調整を行う。

(名称)

第2条 本会は、国際危機管理学会日本支部と称する。また、TIEMS 日本支部とも称することができる。英文名はTIEMS JAPAN CHAPTER とする。

2 本名称は本会が独占使用するものとし、他の者は本会の許可無く使用してはならな



い。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、国立大学法人京都大学防災研究所内（京都府宇治市五ヶ庄）に置く。

## 第2章 国際危機管理学会本部との関係・報告等

(規約の優先順位)

第4条 日本支部規約は TIEMS i. n. p. a. の規約に準ずるものであり、不一致のあった場合は TIEMS i. n. p. a. の規約が優先されるものとする。

(活動指針)

第5条 日本支部は TIEMS i. n. p. a. の目的および社会的目標をもってネットワークを構築し、国内活動開始とともにより多くの会員を集める。

(意思決定の本部との整合)

第6条 日本支部の決定事項は TIEMS 本部との合意内容と組織との整合に基づくものであり、TIEMS 本部の目標および方針を順守するものである。

(本部への年次報告他)

第7条 日本支部は TIEMS 本部が決定した時期に年次報告を提出するものとする。年次報告には、支部の活動および財務会計報告、翌年の計画が含まれる。

2 TIEMS 本部には日本支部会員名簿を共有する。

(監査)

第8条 日本支部は、TIEMS 本部の監査を受ける。監査は可能な限り、理事会により任命された、支部の状況の更新・保留・終了について投票可能な人物により、相互理解に基づき、毎年実施される。

(改善)

第9条 支部の改善が求められた際は、日本支部は特定のカテゴリーにおけるTIEMS本部理事会の投票によって行い、TIEMSの支部として存続するために必要な特定のガイダンスを受けるものとする。

## 第3章 会員

(会員)

第10条 本会の会員は、第1条に定める目的に賛同する個人及び法人とする。

2 日本にいる、TIEMS 本部の会員は、日本支部会員になるものとする。

(会費)

第11条 会費は無料とする。ただし、会の開催する活動に参加する場合はその都度参加費等を支払うものとする。

(入会)

第12条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を代表に提出し、理事会において認められなければならない。

(退会等)

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

(1) 本人より退会の申し出があったとき

(2) 1年間本会の案内等に返信等ない者

2 会員が次の各号の一に該当する会員としての著しい違反等があった場合には、理事会の議決を経て資格を停止するものとする。

(1) 本会の体面を著しく汚す言動・行動

(2) 参加費等の不払い

(3) その他資格停止に値する行為

## 第4章 役員

(役員の種類別)

第14条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 代表 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 1人

(役員を選任)

第15条 理事は、理事会において、会員の中から選任する。

- 2 監事は、理事会において、会員の中から選任する。監事と理事は兼任することが出来ない。
- 3 その他の役員は理事会において、理事の中から選出する。

(役員職務(監事を除く))

第16条 代表は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 事務局長は、本会の事務全般を管理、監督する。また代表不在時には、その職務を臨時に代行する。
- 3 会計は、本会の会計、資金管理、財務報告書の作成を担当する。

(監事の職務)

第17条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 代表、事務局長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、理事会の招集を請求すること。

(役員任期)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務及び責  
を行わなければならない。

## 第5章 総会

(総会種別)

第19条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 通常総会は年に1回開催する。(年次総会)

(総会構成)

第20条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、理事及び監事は出席する。

(総会権能)

第21条 総会は、理事会による本会の運営や決定に関する事項を報告し、会員はその報告  
を受けるものとする。

(総会開催)

第22条 通常総会は、原則として毎年度決算終了後4か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表が必要と認めたとき。

(2) 理事または監事から開催の請求があったとき。

(総会招集)

第23条 総会は、代表が招集する。

- 2 代表は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、臨時総会を招集する。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書または電子メールをもって通知する。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、代表が行うものとする。

(総会の定足数)

第25条 総会は、会員の出席人数に関わりなく開催し、成立する。

(議事録の作成)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成・保管する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

## 第6章 理事会

(理事会の構成)

第27条 理事会は、理事及び監事をもって構成する。

(理事会の権能)

第28条 理事会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に報告すべき事項
- (2) 総会に報告した事項の執行に関する事項
- (3) その他会務の執行に関する一切の事項

(定例会)

第29条 本会の理事会は、定例会として年3回行う。

(理事会の臨時召集等)

第 30 条 理事会は、代表が必要と認めるとき臨時に招集する。

2 代表は、理事の 1 人以上または監事から会議の目的である事項を記載した書面または電子メールをもって召集の請求があったときは、その請求のあった日から 1 か月以内に理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも 7 日前までに通知する。

(理事会の議長)

第 31 条 理事会の議長は、代表がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第 32 条 理事会の開催は、理事の半分以上の出席を必要とする。

(理事会の議決)

第 33 条 理事会の議決は、この規約に定めるものの他、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事の表決権)

第 34 条 理事は、理事会において、各自 1 個の表決権を有する。

(理事会の書面表決等)

第 35 条 止むを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メールをもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録の作成)

第 36 条 理事会の決議事項等は議事録として作成・保管する。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第37条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 活動に伴う収入
- (2) 別に定める財産目録記載の資産
- (3) 寄付、資金援助、多国間および両国間の返却不要の援助プログラム（PHARE, PNUD, USAID, Know How Fund 等）等による外部資金援助
- (4) その他の収入

### (資産の管理)

第38条 本会の資産は、会計が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

### (経費の支弁)

第39条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

### (活動計画及び予算)

第40条 本会の活動計画及び予算は、代表が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の議決を経て定める。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が理事会において議決されていない場合には、代表は、理事会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をする。

### (活動報告及び決算)

第41条 本会の活動報告及び決算は、会計が活動報告書、収支報告書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後4月以内に総会で報告する。

### (会計年度)

第42条 本会の会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌4月30日に終る。

## 第 8 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 43 条 この規約は、理事会において理事の 3 分の 2 以上の議決を得て変更する。

(解散)

第 44 条 理事会の議決に基づいて解散する場合は、理事の 3 分の 2 以上の承諾をもって行う。

(残余財産の処分)

第 45 条 本会の解散のときに有する財産は、理事会において理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付する。

## 第 9 章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第 46 条 本会の事務局には、規約、会員名簿、許認可等に関する書類、総会及び理事会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備える。

## 附則

- 1 この規約は、平成 25 年 5 月 23 日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 40 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第 42 条の規定にかかわらず、設立のあった日から平成 25 年 4 月 30 日までとする。
- 4 最初の理事会構成員は設立発起人（設立メンバー）とする。



以下余白